

ケアサービス サンセール
指定相当訪問型サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 サンセールが開設するケアサービス サンセール(以下「事業所」という。)が行う指定相当訪問型サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が、事業対象者・要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、事業対象者・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアサービス サンセール
- 2 所在地 神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤職員)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 2名以上(常勤職員2名以上)
サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、事業計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等
訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

訪問介護員等		常勤(人)	非常勤(人)
	専従	0名	0名
兼務	2名以上	11名以上	

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日は営業)。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
サービス提供時間は、午前6時から午後10時まで。深夜時間帯・土曜・日曜は応相談とする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は、指定権者の長が定める基準によるものとし、事業が代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合に応じた額とする。詳細は別紙の料金表のとおり。

- 1 身体介助
- 2 生活援助
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業の実施地域を越えたところから片道1キロメートルごとに 30円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、座間市・海老名市

(相談・要望・苦情等の受付窓口)

第9条 事業者は利用者からの相談・要望・苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対して迅速・誠実に対応する。

- 1 相談、要望、苦情等の受付窓口
訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記の窓口まで申し出てください。
サービス相談窓口
担 当 : 勝 又 一 成
電話番号 : 046-298-5855(受付時間 : 日曜日を除く毎日)

- 2 その他の相談窓口
利用者の契約する居宅介護支援事業所
市町村: 高齢福祉課あるいは介護保険課等の相談窓口
神奈川県: 国民健康保険団体連合会 介護保険室 045-329-3447

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社サンセールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時における対応方法)

第11条 訪問介護員は、事業を実施中に利用者に事故が発生した場合には、すみやかに管理者に報告しなければならない。管理者はそれを受けて、利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡し、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 3 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 4 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

第3条2項を一部改定のうえ令和2年2月3日から施行する。

第4条・第5条・第6条・第8条・第10条を改定のうえ、令和2年4月1日から施行する。

第4条2項・3項、第5条1項を改定のうえ、令和4年7月1日から施行する。

第12条追加のうえ、令和4年9月1日から実施する。

「第1号訪問事業」を「指定相当訪問型サービス」に言いかえて、令和7年3月1日から実施する。